

# 大学・短期大学・専門学校※に進学される方へ 各種奨学金と生活福祉資金貸付制度「教育支援資金」の利用の流れ

※専門学校専修課程

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

## 1 各種奨学金と教育支援資金の関係

### ■ 教育支援資金を利用する場合の「大学等進学のための主な支援制度の概要と優先順位」

大学などへの進学を後押しするために、いくつかの公的な奨学金等の制度がありますが、教育支援資金を利用する場合、これらの制度の利用には優先順位が生じます。

※ご利用には制度ごとに要件があります

優先順位	制度名	実施主体	申請時期等	相談・申込窓口
1	給付型奨学金（給付）	日本学生支援機構	高3春頃締切	在学中の学校
2	第一種奨学金（無利子）	日本学生支援機構	高3春頃締切 進学先の春頃	在学中の高校 進学先の学校
3	母子及び父子福祉資金 女性福祉資金（無利子）	東京都	随時相談・申請	区・市・支庁・ 西多摩福祉事務所
4	生活福祉資金教育支援 資金（無利子）*	東京都社会福祉協議会	随時相談・申請	区市町村 社会福祉協議会
5	第二種奨学金（有利子）	日本学生支援機構	高3春頃 高3秋～冬 進学先春頃	在学中の学校 在学中の学校 進学先の学校

### ■ 教育支援資金による支援

奨学金等の多くは月単位で給付・貸与されます。教育支援資金は、優先する制度を利用いただいたうえて、他制度では対応ができない初納金や、学費等の支払いに不足する部分を、貸付上限額の範囲内で支援します。教育支援資金の相談をする際に、他制度の相談や申請の状況について区市町村社会福祉協議会の担当に必ずお伝えください。

奨学金等の振り込みが始まった後は、それらの給付・貸与金を貯め、教育支援資金より優先して以降の学費に充てていただきます。

## 2 教育支援資金における第一種奨学金の取り扱い

### ■ 第一種奨学金※の利用と教育支援資金の貸付方法

※教育支援資金を利用する場合、第一種奨学金を生活費に充てることはできません

例えば

第一種奨学金の採用決定はしてるけど、行きたい学校の初納金の納期に間に合わない！それに、第一種奨学金じゃ学費が足りない！

	4月	3月
1年目 (1年生)	例) 月額 80,000 円×12 カ月 教育支援資金の貸付金で学費を支払う	つなぎ的貸付
	例) 月額 54,000 円×12 カ月 第一種奨学金	
2年目以降 (2年生以降)	例) 月額 54,000 円×12 カ月 第一種奨学金	
	例) 月額 26,000 円×12 カ月* 教育支援資金	不足分の貸付

第一種奨学金は  
次年度以降の  
学費のために  
貯めてとっておく

※2年目以降、教育支援資金は年2回に分けて交付されます

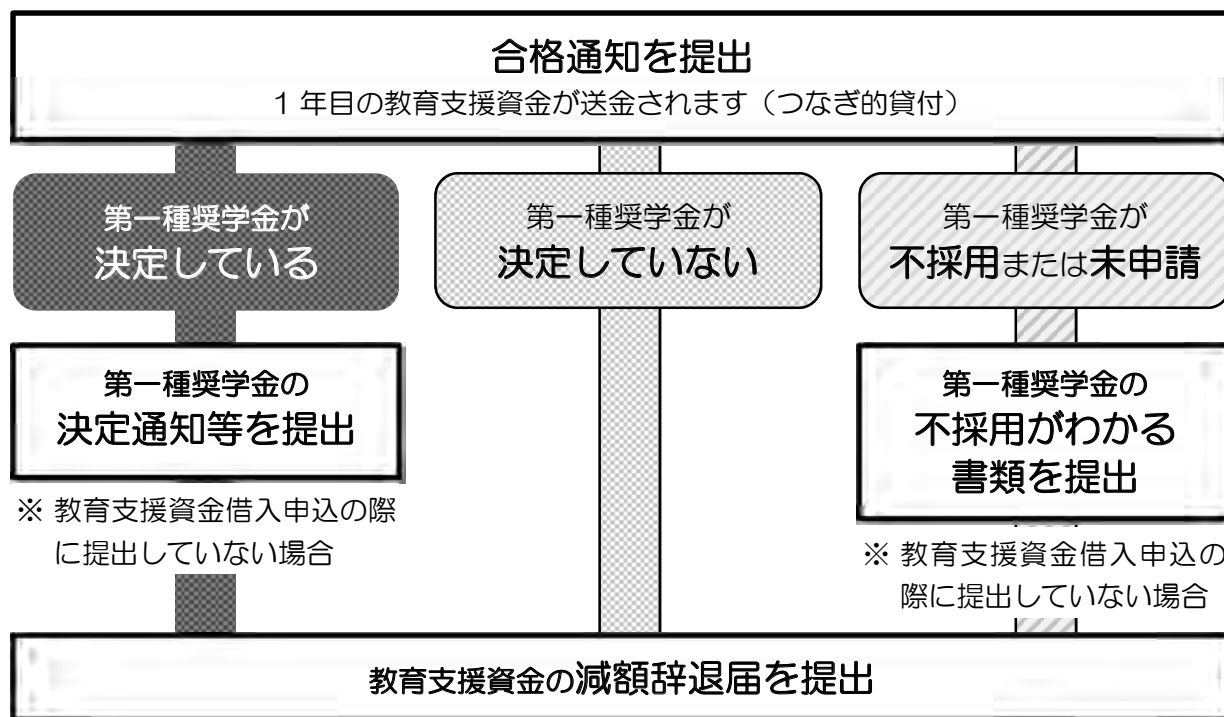
## ■ 借入申込の時に必要な書類

大学・短期大学・専門学校に進学するために教育支援資金の借入申込をされる場合、第一種奨学金の利用状況を確認するために、以下の書類を提出していただきます。

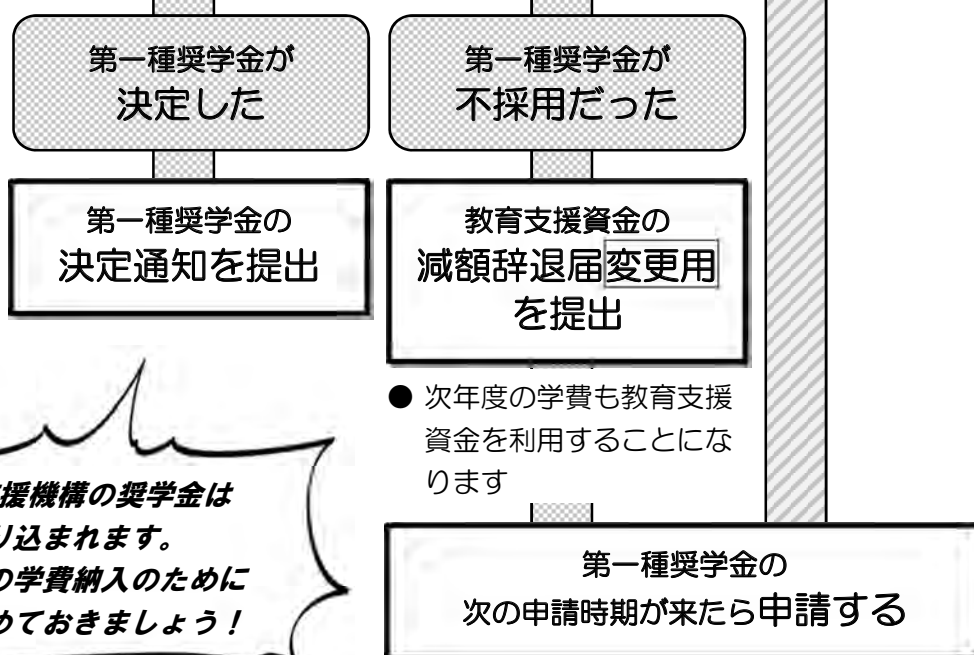
第一種奨学金が決定している	第一種奨学金の決定通知等
第一種奨学金が決定しなかった	第一種奨学金が不採用であることがわかる書類
第一種奨学金を申請していない	課税（非課税）証明書

## ■ 進学先決定後の流れ

### — 受験前に教育支援資金が決定している場合 —



- 第一種奨学金の差額の貸付となる「不足分の貸付期間」の貸付月額を変更します
- 進学先の学費によっては「つなぎの貸付期間」の貸付月額も変更する場合があります



日本学生支援機構の奨学金は毎月振り込まれます。次年度以降の学費納入のためにきちんと貯めておきましょう！